

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年7月8日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14Fホール

出席委員48名

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 福田 誠也  | 2番 津田 征士郎 | 3番 牧野 正治   |
| 4番 上妻 孝市  | 5番 藪田 英明  | 6番 西富 大二郎  |
| 7番 網田 稔   | 8番 梅田 義弘  | 9番 西川 秀文   |
| 10番 三原 勉  | 11番 山田 明文 | 12番 木下 三智也 |
| 13番 緒方 一臣 | 14番 山口 謙藏 | 15番 松原 信博  |
| 16番 嶋村 鎮雄 | 17番 藤本 照義 | 18番 志柿 茂喜  |
| 19番 村上 智弘 | 20番 園田 操  | 21番 森 日出輝  |
| 22番 園川 良二 | 23番 竹原 孝昭 | 24番 坂口 信行  |
| 25番 清崎 勝矢 | 26番 上田 定信 | 27番 馬原 清隆  |
| 28番 榊永 築  | 29番 杉本 清和 | 30番 福原 幸一  |
| 31番 牧坂 邦夫 | 32番 林田 智博 | 33番 高群 藤雄  |
| 34番 谷口 憲治 | 36番 梅田 誠也 | 37番 角居 登   |
| 38番 田上 正富 | 39番 橋本 春利 | 40番 村上 正春  |
| 41番 南 順二  | 43番 田上 辰也 | 44番 中川 宣長  |
| 45番 山下 知文 | 46番 赤木 英雄 | 47番 米村 昌昭  |
| 48番 山田 博幸 | 49番 一木 文雄 | 50番 橋本 義則  |

欠席委員 1名

35番 北口 和皇

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中48名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、大変皆さんお忙しい中に、農業委員会の総会に多くの方が出席いただき、まことにありがとうございます。

また、本日の総会は、第1号議案から7号議案まででございます。本日の総会がスムーズにいきますよう、よろしく願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に先立ちまして、議席についてお諮り申し上げます。6月25日付で、宇城農業協同組合推薦による市長選任農業委員として橋本義則委員が就任されております。また、7月1日付で、熊本県農業共済組合推薦による市長選任農業委員として、福田誠也委員が就任されておりますのでご紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

そこで議席につきましてお諮りいたします。退任された宇城農業協同組合推薦の成松道敏委員の議席番号50番を、橋本義則委員の議席番号に、同じく退任された熊本県農業共済組合の後藤和則委員の議席番号1番を、福田誠也委員の議席番号としたいと存じますが、いかがいたしましょうか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、橋本義則委員の議席を50番、福田誠也委員の議席番号を1番に決定いたします。なお、地区委員会につきましては、橋本義則委員は富合地区を、福田誠也委員は植木地区を担当していただくこととなります。

それでは、ここで橋本委員と福田委員にご挨拶をお願いいたします。

#### 50番 橋本義則委員

皆さん、こんにちは。今回、宇城農業協同組合より推薦をいただきました橋本でございます。出身は富合でございます。どうかよろしくお願いいたします。(拍手)

#### 1番 福田誠也委員

こんにちは。熊本県農業共済より推薦をいただき、本日着任いたしました福田でございます。植木町出身で、合併前に2年間農業委員をいたしておりました。皆さんのご協力、ご指導のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

議長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たりまして、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者に7番の網田稔委員と8番の梅田義弘委員を、

書記に西区分室の北野隆広主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までと、追加議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画の公告取り消しについての8件でございます。

それでは、議事に入ります前に、議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局岩永です。訂正が4カ所程度ありますのでよろしくお願いいたします。

まずは議案を開いていただきまして、目次のところになりますけれども、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）ということで、こちらの件数が28件と表記しておりますところを27と訂正方お願いします。1件取り下げがっておりますので、件数28のほうを27と訂正をお願いいたします。あわせましてこの目次の合計数が116件、一番下段のところ合計116件と表記しておりますところを、これに伴いまして115件と訂正方お願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、ページを開いていただきまして4ページになります。番号は17番、こちらについて取り下げになっております。斜線等で削除をお願いいたします。

続きまして、9ページになります。4条関係、こちらの6番の施設の概要と、ただいま駐車場と表記しておりますところを貸し駐車場と修正方お願いいたします。

続きまして、1枚開いていただきましてページが10ページになります。こちらは5条関係になっておりますけれども、番号が4番になりますけれども、こちらのところに今、賃貸借の「賃」と4番の下ところに表記しておりますところを、こちら所有権移転になっておりますので「所」という字に訂正方お願いします。

続きまして、12ページになります。12番、譲受人ですけれども、こちら東区戸島の熊本ナフコ株式会社と今表記しておりますけれども、こちらは正式には熊本ナブコ、「フ」のほうを「ブ」と、熊本ナブコ様でしたので、こちらを訂正方お願いいたします。

訂正としましては以上です。

議長

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、27件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告します。

1番の譲受人は、益城町にお住まいの同一世帯の親子で、経営拡張のため農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は露地野菜を作付されます。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番と3番は関連で、譲受人は、戸島西7丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は施設野菜と露地野菜とを作付されます。

4番の借り人は、神園1丁目にお住まいの畜産業を営む専業農家で、経営拡張のため農地を賃借する申請です。申請地につきましては、許可後は牧草を栽培されます。

以上、2番から4番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、2番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

5番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には小松菜を栽培される計画です。

6番は、経営拡張による賃借権設定の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

7番は、西区沖新町の法人が、農業生産法人の設立による賃借権設定の申請です。同法人に、先日の地区委員会に出席を願い聞き取り調査を行い、事業計画などの確認をしております。申請地ではレタス、レンコンを生産・販売していく計画です。

以上、3件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、地元委員より5番から7番についてご報告がございましたが、この件について何か意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、8番。

### 28番 榎永築委員

28番委員、榎永です。

8番から10番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、同居の後継者へ贈与される申請です。譲受人は玉名市天水町の専業農家で、ミカン、トマトをつくられています。申請地にはミカンをつくられる予定です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は米、露地野菜をつくられる兼業農家で、申請地には露地野菜をつくられる予定です。

10番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカン、梨をつくられる兼業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定

です。

以上3件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、8番から10番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

11番から14番までの協議状況を報告いたします。

11番と12番は、独立就農のための賃借権の申請です。賃借人は15年ほど家族と農業をされてきましたが、独立を希望されています。農機具などについては、親の所有する機械を使用されるということです。許可後は米、タマネギ、ネギをつくられる予定です。

13番は、甥への贈与のための申請です。譲受人は専業農家で米と野菜を作付されており、許可後には露地野菜をつくられる予定です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米と露地野菜を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上4件について地区委員会において検討した結果、取得後における効率的な利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、11番から14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

#### 32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

15番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番と16番は関連で、経営拡張のため所有権移転の申請をされます。譲受人は米と施設園芸のナスをつくられており、許可後は米をつくれる予定です。

17番は取り下げになっております。

18番につきましても、経営拡張のため所有権移転される申請です。譲受人は米と露地野菜をつくられており、許可後は露地野菜をつくれます。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、15番から、17番は取り下げでございまして、18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

#### 25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、後継者への一括贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は主に米を作付されており、許可後も主に米をつくれる予定です。

先日の地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

14番 山口謙藏委員

14番委員。

20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、後継者への一括贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は主に米を作付けており、許可後も主に米をつくられる予定です。

先日の地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

40番 村上正春委員

40番委員。

21番、22番について、地区委員会での検討状況を報告します。

21番、22番は関連で、譲受人が経営拡張のために所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻を主に栽培されていて、許可後はアスパラと水稻をつくられる予定です。

以上2件について、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、21番、22番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

34番 谷口憲治委員

34番委員。

23番から28番について、地区委員会での協議状況を報告いたし

ます。

23番は、経営拡張のための所有権移転申請です。許可後は水稻を作付される予定です。

24番も、経営拡張のための所有権移転申請です。許可後は水稻を作付される予定です。

25番は、耕作の便宜上の取得のための所有権移転申請です。許可後は水稻を作付される予定です。

26番、27番は関連で、独立就農のための使用貸借及び賃貸借による権利設定申請です。許可後は水稻、餅米、柿、サトイモ、枝豆、落花生、キャベツなどを作付される予定です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画については何ら問題ないことを確認いたしております。

28番は、経営拡張のための所有権移転申請です。許可後は水稻、カボチャを作付される予定です。

以上6件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま、23番から28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

協議状況を報告いたします。

1番につきましては、平成25年8月に農地法5条で6筆の転用許可を受けられましたが、開発区域内の道路形態の変更があり下水道取り付けが困難になり、1筆の土地が開発区域外となったため、事業規模が縮小されたものです。当初11棟の建て売り住宅の予定が10棟に変更されております。なお、この事業計画変更承認申請の提出がおくれたことについて理由書が提出されております。

以上です。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することにいたします。  
　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。  
　　それでは、1番、お願いします。

#### 17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の申請人は、平山町にお住まいの専業農家で、農家住宅への転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅の離れ1棟及び車両乗り入口として利用される計画です。転用面積としては適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は、平成28年8月30日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。なお、申請地は違反転用でしたので、深く反省された旨の始末書が添付されております。以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、2番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、専用住宅建設のための転用申請です。申請地は主要地方道熊本港線に接し、交通の便もよい住環境に当たるため、この土地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに隣接し近接する農地が10ha未満で、第2種農地と判断されます。申請の転用計画は、1筆174㎡に木造2階建てを建設されるもので、妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域に当たり、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画及び給水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は、許可後から12月31日までの約5カ月の予定です。

3番は、貸し駐車場のための転用申請です。申請地は浜線バイパスに近接し交通の便がよく、また、近在にアパートなどが多く貸し駐車場の需要が多いため、自宅に隣接する申請地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに隣接し近接する農地が10ha未満で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、1筆736㎡に36台分の貸し駐車場として申請されるもので、妥当な面積と思われます。資金計画及び排水計画、被害防除においても問題はありません。工事期間は、許可後から11月30日までの約4カ月間の予定です。以上です。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、4番ですが、申請人が議席番号14番の山口委員本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に参与することができません。山口委員には、4番の審議終了まで議場から退室していただきます。山口委員、よろしくお願いいたします。

（山口委員 退室）

議長 　　それでは、4番、地元委員の地区委員会での協議状況報告をお願いいたします。

49番 一木文雄委員

49番委員。

4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、貸し駐車場のための転用許可申請です。周囲に住宅街があり近隣に共同住宅も多く駐車場の需要が高いため計画されました。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場5台分と妥当な面積だと思われれます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年8月1日から平成27年12月20日までの5カ月間の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

それでは、山口委員に入室をお願いします。

(山口委員 入室)

議 長 　　続きまして、5番、お願いいたします。

#### 49番 一木文雄委員

続いて5番について、共同住宅建設のための転用許可申請です。住宅地がすぐ近くにあり、ライフラインの整備などが進んでいるため選定されたものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続し設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、共同住宅2棟の計画で妥当な面積だと思われれます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年8月10日から平成28年2月28日までの7カ月間の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地などへの影響など一般基準の面か

ら検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。  
ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この  
件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問  
することといたします。  
　　続きまして、6番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員。

6番について、地区委員会での協議状況を報告します。

6番は、申請人が貸し駐車場として使用するための転用申請です。  
申請地は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。  
申請地は以前より駐車場として使用されており、許可を得ていなかった  
ことを反省している旨の始末書が添付されております。事業内容は  
駐車場3台分の転用申請です。申請者が経営する会社の従業員用駐車  
場として会社に貸し出される計画です。周囲に農地はなく、現在の状  
況のまま使用されます。その他必要書類は添付されております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、  
転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしくお願  
いいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この  
件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問  
することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、  
33件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基  
準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、申し上げます。

#### 6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、戸島西7丁目にお住まいの譲受人が、農地を取得し店舗へ転用する申請です。農地区分は、上下水道管が埋設する道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設があることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、衣料品販売店舗1棟を建築し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年12月31日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可につきましても、同時に手続中であることを確認しております。

続きまして、2番の譲受人は、フランチャイズ飲食店を営むアクシス出版株式会社で、農地を取得し店舗へ転用する申請です。農地区分は、上下水道管が埋設する道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設があることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、飲食店舗1棟を建築し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年12月31日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。

以上、1番と2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長           ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
                  続きまして、3番。

#### 17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

黒髪7丁目にお住まいの譲受人が、農地を取得し鉄工所兼事務所へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性

の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、工場1棟、事務所1棟を建築し利用される計画です。転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年7月31日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。

以上、3番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしておるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、4番。

### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

4番から12番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番の譲受人は、不動産の売買等を営む株式会社奥羽興産で、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建て売り住宅6棟の建築と新設道路を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年12月30日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。

続きまして、5番の譲受人は不動産の売買等を営む有限会社グローバルコーポレーションで、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、上下水道管が埋設する道路の沿道で、500m以内に2つの医療施設があることから、第3種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建て売り住宅2棟の建築と乗り入れ口を計画されており、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につい

ては問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年3月30日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

6番の譲受人は、障害者自立支援法障害福祉サービス事業所等を経営する公益社団法人熊本県精神科協会で、農地を取得し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であることから不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、露天駐車場34台分として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年11月末日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、7番の譲受人は、土木工事業を営む株式会社ダイコウで、農地を取得し資材置き場へ転用する申請です。先月からの継続審議ですが、課題は全て解決されております。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、砂利、砂、建設資材等の置き場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましても問題ありません。工事完了は平成27年8月30日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、8番から11番までは関連で、譲受人は不動産の売買等を営む株式会社奥羽興産で、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、集落に接続し設置されるものであることから不許可の例外に該当するものと判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建て売り住宅11棟の建築と新設道路を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年12月31日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。

続きまして、12番の譲受人は、建築用資材の販売等を営む熊本ナブコ株式会社で、農地を取得し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、営業車両及び社員駐車場58台分として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年11月30日までで、許可後は目的ど

おり速やかに転用されることを確認しております。

以上4番から12番まで、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番から12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きます、13番。

### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

13番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

13番は、漁業者住宅建築のための使用貸借権設定の申請です。申請人は父より農地を使用貸借し、母と漁業を共同事業するのに便利なのでこの土地に計画されました。土地利用計画は転用面積500㎡で、漁業者住宅平屋建て1棟93.57㎡の建築です。申請地は現在、県営小島地区経営体育成事業で土地改良事業が行われている区域内であり、また農地区分は、10ha以上の広がり、営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、本件は、農地法施行規則第37条第5号の土地改良事業に定められた用途に供するものの、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は一部無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は、平成27年9月1日から平成27年12月20日までを予定されております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、14番。

#### 28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

14番、15番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

14番は、河内町で海苔の養殖を営んでおられる申請者からの海苔加工場への転用申請で、所有権移転されるものです。現在、自宅近くに加工場をお持ちですが、大変手狭とのこと。申請地に海苔加工場を新設し、作業の効率化を図るため大型の海苔製造機の導入を計画されています。農地区分は、広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、倉庫1棟、木造瓦ぶき180㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され12月中旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

15番は、太陽光発電設備への転用申請で、所有権移転されるものです。申請地は南向きのなだらかな傾斜地で、十分な日照が確保されソーラーパネル設置に最適であるため選定されました。農地区分は、中山間地の生産力の低い農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、発電規模45kw、太陽光パネル276枚を設置される計画です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され12月中旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性などの一般基準いずれについても、転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、14番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして、16番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

16番から21番までの協議状況を報告いたします。

16番は、資材置き場及び駐車場のための転用申請です。申請地は主要地方道熊本港線に接し交通の便がよいため、この土地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに隣接し、近接する農地が10ha未満で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、1筆460㎡に建設資材のコンクリートブロック、山砂、砕石などの置き場及び、建設車両のダンプ、ミニショベルの駐車場として申請されるもので、妥当な面積と思われます。資金計画は問題ありません。工事期間は、許可後から9月30日までの約2カ月間の予定です。

17番と18番は関連で、資材置き場のための転用申請です。申請地は、主要地方道熊本港線に近接し交通便もよいため、この土地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに隣接し、近接する農地が10ha未満で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、2筆1,982㎡に、建設資材のコンクリート擁壁、山砂、砕石などの置き場、建設用小型工事車両6台の駐車場及び車両道路として申請されるもので、妥当な面積と思われます。資金計画は問題ありません。工事期間は、許可後から10月31日までの約4カ月間の予定です。

19番と20番は関連で、建て売り住宅のための転用申請です。申請地は、主要地方道熊本港線に近く交通の便もよい住環境にあるため、この土地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに隣接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、2筆1,595㎡に木造2階建て6棟を建設されるもので、妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域にあり、開発景觀課へ事前審査の協議中です。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は、許可後から平成28年3月31日までの予定です。

21番は、農業用倉庫建設のための転用申請です。申請地は、農作業の効率化、農機具の数、所有する農地の位置的なものなどを考慮し、この土地を選定されたものです。農地区分は、農用区域内にある農地で原則不許可ですが、農用地利用計画に規定された用途として不許可の例外に該当するものと判断しました。申請の転用計画は、1筆462㎡に農業用倉庫を建設されるもので、妥当な面積と思われます。資金計画については問題ありません。工事期間は、許可後から12月31日までの約5カ月の予定です。

以上、先日の地区委員会で現地確認、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、16番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、22番。

#### 49番 一木文雄委員

49番委員。

22番から24番につきましての、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、賃貸借権設定による太陽光設備のための転用許可申請です。賃借人は太陽光発電の事業を営む会社で、賃貸人の同意を得て事業を計画しました。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル324枚、出力49.5kwで、妥当な面積だと思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年8月1日から28年1月31日までの6カ月間の予定です。許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

23番につきましては、所有権移転による宅地拡張の転用許可申請です。譲受人は自宅敷地が狭く駐車場が不足して困っているため、自宅横の申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場3台分などで妥当な面積だと思われます。また、以前宅地を計画し造成までしており、住宅を断念し耕作をしていないままにあったことを深く反省し、始末書の提出を受けております。隣接農地はなく既に施工済みのため、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。

24番につきましては、所有権移転による太陽光設備のための転用許可申請です。譲受人は太陽光発電の事業を営む会社で、日当たりのよい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽

光パネル153枚、出力48.195kwで、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、長く耕作していないことを深く反省し、始末書の提出を受けております。工事計画は、平成27年8月10日から27年12月31日までの5カ月間の予定です。許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上3件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、22番から24番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、25番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員。

25番から29番について、地区委員会での協議状況を報告します。

25番は、借り人の法人が賃貸借権を設定し駐車場にする転用申請です。申請地は、10ha未満の小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。借り人は保育園を運営しており、職員及び来園者の駐車場が不足しているため、貸し人から8台分の駐車場として借り受ける計画です。事業を賄う金融機関からの残高証明も添付されております。周囲に農地がありますが、同意は得られております。その他必要書類は添付されております。転用面積は適正規模と思われます。工期は許可後から8月15日までの計画です。

26番、27番は関連です。26番、27番は、借り受け人の法人が経営する運送用のトラックの駐車場として、一時転用に利用されるための申請です。農地区分としては、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用できませんが、一時的な転用は例外の規定により許可が可能となっています。雨水の処理については地下浸透処理されます。隣接する農地の同意は得られております。利用期間は恒久的な駐車場が見つかるまでの間、一時的転用許可3年以内です。事業計画は、トラック15台分の駐車場を計画されており、適正な規模と思われます。事業計画を賄う金融関係か

らの残高証明も添付されており、その他必要書類も添付されております。一時転用の期間後には農地は復元することが条件となっております。

28番は、親子間での使用貸借権を設定し、借り人である子供が個人住宅を建てられるための転用申請です。申請地は、北部総合出張所から500m以内の距離にあるため第2種農地と判断されます。申請人の家族がふえ現在の住まいが手狭となったため、個人住宅の建設を計画されました。事業を賄う金融機関からの融資証明が添付されております。隣接地の農地は貸し人の農地で同意も得られております。その他必要書類は添付されております。転用面積は適正規模と思われます。工期は許可後から平成28年2月25日までの計画です。

29番は、袋地の農地へ通るため、譲受人が所有権を取得し農道へ転用する申請です。申請地は農用地区域内の農地であるため、農用地区内の農地は原則転用できませんが、不許可の例外として、農業用施設に使用する場合は例外規定により転用が可能となっております。申請地は以前から農道として利用されているため、顛末書が添付されております。隣接する農地については同意が得られております。現在そのまま使用するため工事は不要で、土地代はほかの土地と交換されるため不要です。2m幅の農道であり適正な規模と思われます。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、地元委員より25番から29番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、30番。

#### 19番 村上智弘委員

19番委員の村上です。

30番から33番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、農家住宅建設のための使用貸借による農地転用申請です。農地区分は、住宅地に囲まれた10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定については、農業を営む上で、既存の実家の農業機械や倉庫を利用するのに適した本件農

地を計画されたとのこと。転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、融資証明、排水同意書などもそろっております。工事期間は許可後から平成28年3月31日までを予定され、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

31番は、農業用倉庫及び農業用資材置き場建設のための使用貸借による農地転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定については、近隣を探し求めたが、取得できる代替地がなかったことと、農業の便宜上、自宅近隣を必要としたため、当農地を選定したとのこと。転用面積に関しては適正な面積と判断されます。また、集落内開発制度指定区域で、排水同意、事業計画、資金計画、残高証明書などもそろっております。工事期間は許可後から平成27年10月31日までを予定されており、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

32番と33番は、建て売り住宅4棟及び関連施設建設のための所有権移転による農地転用申請です。農地区分は、住宅と山林及び、国道3号線植木バイパスと県道玉名植木線に囲まれた、10ha未満の生産性の低い小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域であるため開発行為と同時に申請され、事業計画、資金計画、残高証明、融資証明書などもそろっております。工事期間は許可後から平成27年12月25日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長           ただいま、30番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一    同           異議なし。

議長           異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

                  続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局           第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

                  まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（4号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細19ページの1番から20ページの6番までの合計6件でございます。1番が公社からの買い取り、2番が公社への売り渡し、3番から6番が相対による売買です。面積は、6件合わせまして田7,421㎡、畑1,985㎡の合計9,406㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの7番から29ページの33番までで、貸し手26名、借り手22名の件数27件です。契約期間別では、6年未満が11件、10年以上が16件で、面積は27件合わせまして、田7万2,260㎡、畑1万5,415.22㎡の、合計8万7,675.22㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稲、露地野菜、果樹及び施設野菜です。

次に、再設定分です。明細30ページの34番から31ページの37番までで、貸し手4名、借り手4名の件数4件です。契約期間別では、6年未満3件、10年以上1件で、面積は4件合わせまして、田5,540㎡、畑1万4,406㎡の、合計1万9,946㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稲、果樹及び飼料作物です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細31ページの38番から32ページの43番が、熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は全て6年未満で、面積は田のみの1万1,996㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稲です。

続きまして、第6号議案です。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細35ページの1番で、契約期間は10年以上、面積は、田のみの1万1,742㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出人は、画図町大字重富の専業農家で、相続税の納税猶予継続のための証明願です。地元農業委員が現地を確認しましたところ、全農地について願出人みずからが引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の願出人は、沼山津3丁目の専業農家で、相続税の納税猶予継続のための証明願です。地元農業委員が現地を確認しましたところ、全農地について願出人みずからが引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、3番。

#### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番の願出人は、長嶺南5丁目にお住まいの兼業農家で、相続税の納税猶予継続のための証明願です。地元農業委員が現地を確認したところ、全農地について願出人みずからが引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、4番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

4番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

土地の表示、証明の期間などは議案に記載されているとおりです。願出人は、これらの農地については米を作付されており、引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたしま

す。

続きまして、追加議案でございます。追加議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告の取り消し、1件でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 西区分室より説明いたします。お手元にお配りしております追加議案をご覧くださいと思います。玉名市農業委員会を介しまして本人より申し出がっております。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告の取り消しについて。貸し人は、玉名市天水町小天263番地、本田清氏です。親子ですので住所は同じで、借り人は本田初夫氏です。土地の表示は、西区河内町白浜字北加倉56番地、畑376㎡ほか10筆、6,191㎡です。理由は、平成27年6月15日に公告された農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画、使用貸借による権利の設定について、本人の申し出により取り消すものです。

説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、議案のとおり承認します。  
次に、次第のその他について本日は特にございませぬ。  
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。  
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。  
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時19分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年7月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 網 田 稔

署名委員 梅 田 義 弘

書 記 北 野 隆 広